

## <令和5年度個人住民税の主な変更点について>

### ○住宅ローン控除制度の見直し

住宅ローン控除の適用期限が、4年延長（令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方が対象）されました。

個人住民税において住宅ローン控除の適用を受ける場合の控除限度額は、次のとおりとなります。（表中におけるAは、所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）を指します。）

入居した年月	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで	令和4年1月から 令和7年12月まで
控除限度額	A×5% (最高97,500円)	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

### ○セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続の簡素化を図った上で、適用期限が令和9年度課税まで5年延長されました。

※令和4年1月1日から令和8年12月31日までの購入費が適用対象となります。

### ○非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

賦課期日（1月1日）時点で未成年者に該当する前年の合計所得金額が135万円以下の方については個人住民税が課税されませんが、民法改正による成年年齢の引き下げに伴い、18歳又は19歳の方については、この非課税判定を行う際の未成年者には該当しないこととなりました。